

平成30年度 第1回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成30年4月17日開催
(公 開 用)

高野町農業委員会

平成30年度 第1回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 平成30年4月17日（火）

●**開会時刻** 午前10時00分開会

●**開催場所** 高野町役場 2階 大会議室

●**出席委員** 2番 井阪 晴美 3番 梶谷 廣美 4番 井手上 治己
6番 森脇 伸宜 7番 下名迫 勝實 8番 上田 静可
9番 柳 葵

以上7名出席

●**出席推進委員** 眞野 弘和 佐藤 妙泉

以上2名出席

●**欠席委員** 5番 西辻 政親

以上1名欠席

●**事務局員** 事務局長 茶原 敏輝
事務局員 辻本 香織・門谷 佳彦・岡田 健司・阪田 泰規

●**関係者**

●**議事事項**

報告第1号	職員の任免について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地区域から除外する措置について
議案第3号	農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成状況に向けた点

検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について

その他

●議事内容

次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（辻本香織）

おはようございます。平成30年度第1回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本会議ですが、本日、出席委員7名、欠席委員1名そして推進委員2名出席です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。

4月1日の異動がありまして、前任の中尾司のほうへ企画公室へ。私が富貴支所のほうから、産業観光課課長及び農業委員会事務局長ということで、任命をされ着任をさせていただいております。2年ほど産業振興関係をし、そちらのほうでいろいろと農業委員さんとお話をさせていただいておりました。引き続き農業委員会のほうの担当をさせていただきますので、ぜひ御協力いただきますようお願いいたします。茶原といいます。よろしく願いいたします。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、6番森脇委員、7番下名迫委員をお願いいたします。

続きまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしく願いいたします。

議長

改めてこんにちは。

きょうから、4月の年度始まりです。皆さん、事務局のほうが変わりましたが、これからよろしく願いいたします。

それでは次第に沿って、いきたいと思います。報告第1号「職

員の任命」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第1号「職員の任命」について。今回、委員会事務局職員について下記のとおり発令したので、委員会に報告する。平成30年4月17日提出。高野町農業委員会会長柳 葵。

一、茶原敏輝、平成30年4月1日、高野町農業委員会事務局長を任命する。

二、門谷佳彦、平成30年4月1日、高野町農業委員会事務局係長を任命する。

三、阪田泰規、平成30年4月1日、高野町農業委員会事務局員を任命する。

四、岡田健司、平成30年4月1日、高野町農業委員会事務局員を任命する。

五、中尾司、平成30年3月31日、高野町農業委員会事務局長を免ずる。

六、垣内宏樹、平成30年3月31日、高野町農業委員会事務局員を免ずる。

七、岡本多賀子、平成30年3月31日、高野町農業委員会事務局員を免ずる。

平成30年4月1日付の人事異動に伴う、農業委員会の事務局の異動についての報告です。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見、御質問などございませんか。

それではないようですので、次にいきたいと思います。

続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3第1項の規定について、農林水産省で定めるところにより、別紙農地について届出があったので、報告します。平成30年4月17日提出、高野町農業委員会、会長柳 葵。

御説明いたします。本案件は、別紙のとおり、3筆の届出があり、農林水産省令の定めにより、申請者に受理通知を交付しました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明などございましたが、御意見ございませんか。

ないようですので、報告第2号については以上といたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会に可否を求める。平成30年4月17日提出。高野町農業委員会、会長柳 葵。

御説明いたします。報告第2号におきまして、所有権が移転されました農地について3条の規定による許可申請書が提出されました。今回の申請は1件でございます。農地の所在、……。場所については……。さんの家の横並びの農地と家の後ろにある農地でございます。それと、……。につきまして、奈良県との県境にある通称「はとのくび」というところでございます。面積は3筆合わせて、2250平米。登記簿地目は畑。農振区分は……。及び……。は農振農用地内……。農振農用地外。権利設定は贈与による所有権移転。譲渡人の住所、氏名……。氏。譲受人の住所、氏名……。氏。

現地調査につきましては、4月9日に事務局と梶谷委員とで実施いたしました。梶谷委員より後ほど報告があります。

続いて10ページに今回の……。さんの調査書を添付しております。

1号の全部効率化要件については、当人が効率的に耕作するため、該当いたしません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用はありません。4号の農作業常時要件については、本人が年間200日農作業に従事すると見込まれるため該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10アールの設定でございますので、今回の取得面積、合わせて45.43アールのため、該当いたしません。また、6号については所有権以外の権限で耕作しているものがないため、該当いたしません。次に7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で花、木、野菜の栽培を行い、効率的な農業経営を目指すため、該当いたしません。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。梶谷委員の意見書、並びに現地写真は11ページ及び12ページをごらんください。

年4月17日提出。高野町農業委員会、会長柳 葵。

御説明いたします。番号1になります。農地の所在は、……。農振区分は農振農用地内。登記地目及び現況地目は畑。転用面積は112平米のうち、4平米。所有者は……。氏。借り手、……。氏。申請事由は携帯電話基地局の空中線系の施設の設置。

申請場所については、16ページを参照願います。通常、転用する場合は農地法第5条の許可申請が必要となりますが、同法第1項第7号に該当するため、農用許可が不要です。なお、同法第1項第7号には、その他農林水産省令で定める場合となっております。今回の案件につきましては、農業振興地域整備に関する法律第13条第2項に基づく変更を行うため、同法施行令第3条の2の規定により、今回に対する意見照会でございます。

通常、農業振興地域の除外については、同法第13条第2項の次の要件が満たしていなければなりません。次の要件というのが、1、当該土地を除外により、農用地等以外の用途に供することが必要性かつ適正であり、ほかの土地で変えることが困難なこと。

(法第13条第2項第1号) 必要性、適用性、代替性のことでございます。2、当該除外により、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。(法第13条第2項第2号) 3、当該除外により、農用地区域内の効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地利用の集積に支障がないこと。(法第13条第2項第3号) 4、当該除外により、農用地区域内の法第3条第3号の施設に支障がないこと。(法第13条第2項第4号) 5、法第10条第3項第2号に掲げる土地を除外する場合は、条例で定める基準に適合していること。(法第13条第2項第5号、令第9条) 土地改良事業に基づく箇所について、完了後8年経過していること。以上の5要件でございます。通常はこの5要件に該当する必要があるのですが、今回は農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項及び同法施行令第8条第4項及び同法施行規則第4条の5第21項に該当するため、除外についてはやむを得ないと判断します。

また15ページに整備計画変更理由書並びに各項目の説明事項を添付しておりますので、御参照ください。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

何か質問などございませんか。

事務局（門谷佳彦）

補足の説明ですけど、同じような法律の条文が出ているんです

けど、農振法の農業振興地域の整備に関する法律という法律がありまして、その法律の中で縛られた農業振興整備計画っていうのが各市町村で定められています。高野町の場合は、富貴、筒香、花坂の地区を農業振興地域として指定をしております。その農業振興地域の中で農用地という区分をされている農地に関しては、転用、農地以外のものにする場合は除外の措置を必要としますということが法律上で決められております。

今回、農用地内における農地において農地以外のものに設置をするということになりますので、農用地の除外ということの手続が進められております。その手続の過程上、農業振興地域の除外の手続きをするのは、市町村長が行います。法律上、関係する団体、農業委員会の意見を聞かなければならないというふうに法律上明記されておりますので、今回農業委員会のほうに意見照会が来たものです。

今回対象となる農用地につきましては、112平米のうち4平米をするということですが、この農地部除外については面積に関係なく1平米でも除外が必要になるのですが、今回の場合は認定電気通信事業者の中継基地、いわゆる携帯電話の基地局を設置する場合は、農振法で許可、除外してもいいよという区分が農振法の第10条及び施行令第8条第4項、施行規則第4条の5の効率性が特に高いと認められる施設に該当しますので、今回それで除外することについてはやむを得ないという判断をしているところでございます。

以上です。

議長 携帯用のアンテナが立つということですか。何か御質問ございませんか。

梶谷委員 3番梶谷です。
町道桑原線のところに、辻のほうにはドコモが立ってるし、・・・さんのところに行くほう町道桑原大石線っていうのかな。下向いでちょっと離れたところになります。

上田委員 8番、上田です。
これは鉄柱ですね。

事務局（門谷佳彦） 鉄柱です。

上田委員 そのときは日照権とか関係ないの。

事務局（門谷佳彦） 特に。除外をする前提では、農業上の影響を及ぼすことがないということが前提になります。

上田委員 まあ、鉄柱なのでね。

事務局（門谷佳彦） 鉄柱です。その周辺ですが、営農している方っていうか、耕作しているところがないので、ほぼっていうか、全く影響及ぼすことはないという判断をしていますので問題ないと思います。

佐藤推進委員 佐藤ですけど。
今の先ほどのお話で、ドコモも立っているということですけど、ドコモも既に立っていて、またKDDIということですか。

梶谷委員 そうです。

佐藤推進委員 そしたら今電波が通じにくいってことがありましたけど、1つは立っているから、その携帯は入るってことですよ。

事務局長 NTTドコモについては、ドコモの加入者にしか結局恩恵がないので、今回はKDDIでauさんです。auの携帯を持っている方はこのあたりは不感地帯になります。つながらない地帯ってことです。やはり、携帯電話が今は普及しましたので、何かあって携帯で連絡とるといとき、救急要請を含めて。やはりできる限り人が住んでいる地域についてそういう不感地帯をなくすっていう方向で企業のほうも努力していただいているので。それが公益性が高いということにつながるのですけども。今回はつながらないauをつなげるための工事ということで、了解いただきたいと思います。

佐藤推進委員 ここは農業振興地域ですよ。農業をやっていくという富貴の地域に、何か虫食いの的に開発が進んでいくと、余りよくないと思うので、その都市計画みたいな、地域の計画みたいなものを町として作って、今後も多分そういう案件が出てくる可能性があるかもしれないので、そういうまちづくり計画みたいなものを視野に入れながら、やっていくほうがいいと思います。

事務局（門谷佳彦） 今のことなんですけど、本来この農業振興地域整備計画っていうのは、そういうことを防ぐための計画として作っています。その中で農業の振興上問題ないということで今回その部分を除外する手続をしています。今、佐藤さんいわれたようにないものじ

やなくて、あるものの中で除外できるという、法的にできるものを今回除外審査をしてもらうということです。なので、虫食いにならないようにするための、農業振興地域整備計画というのを樹立していますので、それを皆様に、除外が出てきたときに、除外の申請を審議していただくというものです。

佐藤推進委員

そしたら皆さんは町をどういうふうにつくっていくかっていうことですよ。

農業の振興って、富貴はもうほとんど農地ですから、農地をどういうふうに関係に立てば、それもまちづくり、で、住んでる方も農家さんが多いし、その農業と農家さんの町ですよ。富貴って。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。

佐藤推進委員

だからそれがどういうふうに変成していくっていうのは、これから外からのいろいろなものもあると思うのでね、だから皆さんで共有して、住んでる人と役場とで共有して、町をどういう方向にしていくかっていうものを決めていったほうがいいと思います。

議長

ありがとうございます。いろいろとその立場、立場で意見があると思います。これからそういうふうを考えていきたいと思えます。

ほかにはないですか。

続きまして、議案第3号「農業委員会の適正な事務実施に向けた、平成29年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第3号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成状況に向けた点検・評価、並びに平成30年度の目標及びその達成状況に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付20経営第5790号、経営局長通知）に基づき、平成29年度の点検・評価・結果（案）及び平成30年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので、審議願いたい。平成30年3月20日提出。高野町農業委員会、会長柳 葵。

内容につきましては、前回の平成29年度第8回高野町農業委員会の定例会で審議をしていただいたあとに、高野町のホームページ

ージにおきまして、地域の皆様より御意見の募集を行ってまいりました。ホームページの公表が4月20日までとなっておりますが、本日までに特に地域の皆様からの御意見等は特段ございませんでしたので、23ページに御意見をまとめております。済みません。23ページの右のほうでございます。ホームページの公表が4月20日までとなっておりますが、4月20日の期日までに御意見が寄せられた場合は、次回の農業委員会に報告させていただきます。本日御審議いただいた内容を可決後、高野町のホームページで公表するとともに、県を通じて6月末までに近畿農政局に報告させていただきます。

活動と29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては18ページから。そして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、22ページからに載せておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明など、御意見ございませんか。

井手上委員

4番、井手上です。

前回、議案可決したと思うんだけども。それをまた審議して、どうということかな。

事務局（辻本香織）

前回はこの案でホームページのほうに載せさせていただいて、地域の皆さんの御意見を聞いていいですかっていうことで審議していただきました。今回はその審議の結果、皆さんの地域の方からの御意見がなかったのも、このまま県、近畿農政局のほうに報告させていただいてよろしいですかっていう審議をお願いしております。

日にちのほうですが、20日になっておりますので、今日はまだ17日で今日を含めまして3日ありますが、今のところは何も地域の皆さんからの御意見がないようでしたらこのまま進めさせていただきます。もし御意見が寄せられたときにはこういう御意見がありましたということで、次回皆さんに審議していただきたいなと思っております。

議長

それでいいですか。どうですか。何か御意見ございませんか。

井手上委員

前回はホームページに載せてよろしいかっていうことですよ。これ2回かけるの、どうも納得いかないんやけど、ホームペー

ジに掲載しますよってという議案。そして今回は、意見はなかったですよ、そして何もなかったら、提出していいですか、ホームページに載せてよろしいかっていう。議案の提案の仕方がおかしいことないのかな。ちょっと疑問に思うんやけど。私の解釈間違うとったら。

事務局（門谷佳彦）

最初に原案を事務局でつくります。で、それをホームページに公表して、地域の方、ほかの方の意見を聞きます。その集約したものが大きく変わることもあるらしいんですけど、うちの場合はほぼないので、原案どおりになるのですが、それをもう一回最終的に議案にかけて提出しなさいってというのが農業会議からの指導があります。それで要は地域の方の御意見を踏まえた意見を反映させた上で評価及び点検、目標を設定して、農林水産省に6月末までに報告しなさいとなっていますので、その関係で2回になるのはなるんですね。一応地域の人から、井手上委員が言われるように、2回目はもう決まってないから報告でいいのではという御意見等もあるのですが、報告でやった場合、例えば地域の方の意見をそのまま事務局が反映させていいのかっていうこともあるので、一応議案で審議をいただくということです。で、ほぼ変わらないのですが、手続上そういうふうにしております。よろしいですか。

議長

いいですか。

井手上委員

結構でございます。

議長

ほかにはないですか。そういうことですので、事務的な関係もあると思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは次にいきたいと思います。続きまして、報告第3号「認定電気通信事業者の空中線系の設定」について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第3号「認定電気通信事業者の空中線系の設置による届出」について。農地法施行規則第53条第14号の規定により、別紙農地について届出があったので報告します。平成30年4月17日提出。高野町農業委員会、会長柳 葵。

説明いたします。この届出は、先ほどの議案第2号で審議いただいた案件に伴うものでございます。転用目的は、携帯電話基地局の空中線系施設の設置用地です。事業内容は、認定電気通信事業者により、携帯電話基地の空中線系施設の設置用地として利用

されるものでございます。

番号1、農地の所在は、……。農振区分は農振農用地内。当登記地目及び現況地目は畑。転用面積は112平米のうち、4平米。所有者は……。氏。借り手、……。氏。申請事由は携帯電話基地局の空中線系施設の設置です。申請場所につきましては、めくっていただきまして、28ページを御参照願います。転用面積が6平米以下で設置しようとする無線基地局が空中線系の場合は、届出書により取り扱うことができるとなっております。よって届出書については、原則受け取るのみとなっております。添付書類につきましては、協議書に準じたものとなっておりますので、26ページ及び27ページに添付書類を添付しておりますので、ごらんください。

以上です。

議長

ありがとうございました。

これについて、何か御質問ございませんか。

ないようですので、報告第3号については以上といたします。

以上、今、行いました議案は全て終了いたしました。その他について、事務局より説明がございませんか。はい、お願いします。

事務局（辻本香織）

前回、3月の20日に開催されました、第8回高野町農業委員会定例会におきまして、その他の案件としてお伝えいたしました地籍調査による地目変更についての件でございますが、前回高野槇を植えている農地に対して、地目を農地とするか、山林とするかの判断を高野町独自の基準をつくることに対して、和歌山県農業会議に相談させていただきますとお伝えしました。そこで和歌山県農業会議に相談させていただいたところ、高野町独自の基準をつくることに問題はないとのことでした。そこで同じ農業会議や県、そして委員の皆さんと一緒に相談しながら、農地としての独自の判断基準をつくりたいと思っております。

まず、判断基準の素案をつくり、皆さんと審議したいと思っておりますが、年度末になり、慌ただしくなりましたので、まだ農業会議、そして県と話し合いをする機会をまだ持っておりません。そこで今時点の内容を申請者にその旨を伝えたいと思っております。それでよろしいでしょうか。何かありましたら。

議長

なにか御質問ございませんか。

はい、どうぞ。

井手上委員

4番、井手上。

新たな基準をつくるのに目途や、どんな感じですかとちょっと教えてください。

事務局（辻本香織） そのスケジュールですけど、農業会議や県の方も年度始めで忙しくなり、はっきり決めておりませんので、早急にでも決めたいなと思っております。

議長 はい、どうぞ。

事務局（門谷佳彦） 今この独自の基準、いわゆるこれは高野槇の一部、どのようになつたら非農地にするかという判断をうちで決めたいということです。ただ、非農地については農林水産省のほうで非農地基準の判断しているのを今改定しているところらしくて、まだ確実に固まったものが出てきてないので、基本的にその農林水産省の素案のやつが固まった分を参考にしつつ、うちの町のルール化をしていきたいというふうに考えておりますので、県の農業会議、昨年度末の3月にちょっといつてきたときにはまだ案の段階がなかなか固まらないということでもありますので、その案が固まった時点から以降、農業会議と都道府県と協議しながら素案をつくっていきたいと思っておりますので、またその際には皆様の御意見等をお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、そういうことですので、決まり次第よろしくお願いたします。他にないですか。

事務局（辻本香織） 今、お手元のほうに、フラットファイル、今年度の資料を挟んでいただこうと思ってお配りをさせていただいております。

それと農政事情、それと重要だけども見落としやすいという農林水産省からのパンフレットも入っておりますので、またごらんになっていただけたらと思います。

以上です。

議長 その他、ほかに事務局以外に何か。はい、どうぞ。

上田委員 8番、上田です。

さっきの件やけどね、もう・・・さんのほうに通知は出しているの。

事務局（辻本香織） いえ、まだ出してないです。これからです。

上田委員 至急にするって、課長も言うてたのと違うのかな。

事務局（門谷佳彦） とにかく事務局の動きが遅く大変申しわけありません。こちらのほうでまた早急に対応して、回答文なり送るようにします。

上田委員 早急に返事くれってということなので。

事務局（辻音香織） 早急に対応します。

議長 はい、いいですか。そういうことでお願いいたします。
ほかにはない方は。はい、どうぞ。

佐藤推進委員 佐藤です。
富貴がどのような農業をして、これからどのようなまちづくりを行っていくかっていうことを、次の会議でもいいので、役場の見解みたいなのを聞かせていただければと思います。今じゃなくて、考えといていただいて、皆さんで共有して。富貴だけじゃなくても、ほかのまだ人口が残っている地域についてもあったらいいと思います。
以上です。

議長 はい、わかりました。そういうことですので、何か。事務局、いいですか。

事務局長 事務局内でちょっと調整をさせてもらって、また次の議会にでも。どこまでお話できるかっていうところはありますけれども、お話をしたいと思います。

佐藤推進委員 議案をもってきて、皆さんで審議するっていう法律上のことをこの委員会でやっていくことではしょうけれども、やっぱり付随した情報がないと皆さん判断に困ると思うし、これからどんどん出てくると思うので。せっかく集まって話しするのですから、いろんな意見を出して、活性化した会議じゃないともったいないと思います。それは基本情報として、担当の方も、どういった方向性をもつかを知っとかないとやっぱり話し合いが、より実り多い話し合いになっていかないと思います。これは提言です。

議長 ありがとうございます。

事務局長

高野町には、花坂、富貴、筒香で農業地域をもっている。それと、ほかの就当地域でも先ほどからもお話ありましたけれども、高野槇の苗木が植わっているようなことも含めて、特徴ある農業をやっていただいているってところがありますので、そういうところも考えながら、少し議論を中でもちたいと思います。ちょっとお時間いただきたいと思います。

議長

ほかにはないですか。いろんな意見あると思いますけど、これからも農業委員会の中でいろんな話題について話し合いして、発展していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにはないので、なければ、以上で終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成30年5月12日

会 長 _____

署名委員 6番 _____

署名委員 7番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。